

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	土壌汚染対策法の一部を改正する法律
政策の名称	汚染土壌処理業に関する許可制の新設
担当部局・評価者	環境省水・大気環境局土壌環境課長 笠井俊彦 電話番号: 03-5521-8338
評価実施時期	平成21年2月26日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	汚染土壌の処理に関して一定の能力を有する者のみが汚染土壌の処理業を行えることとし、汚染土壌の適正な処理を図る。
内容	一定の汚染土壌の処理の能力を有する者が施設を設置して、汚染土壌の処理の業務を行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要となることとする。
関連条項	第22条～第28条
必要性	汚染土壌の不適正な処理を行う者を排除し、汚染土壌の適正な処理を図る必要がある。
費用	
遵守費用	環境省令で定める届出書(A4版1枚程度)に必要な事項を記載し、これに処理施設の構造に関する書類等既存の資料の写しを添付する程度の負担が発生する。ただし、現行法においても、環境省告示において、汚染土壌処理施設を設置する場合は、必要な書類を提出し都道府県知事の認定を受けることとしているため、実質的な事務的負担は、それほど変わらない。
行政費用	上記申請書を受領した都道府県知事は、当該汚染土壌処理を行う者が法第22条第3項の許可基準に適合しているかを確認し、適合している場合には、許可を行うこととなるが、上記同様、現行法と同程度の事務的負担となる。(都道府県知事は、条例により手数料を徴収することも可能)
その他の費用	なし。
便益	汚染土壌が不適正な方法により処理された場合には、当該汚染土壌の除去の他、投棄等された場所の浄化処理の費用も要することとなることから、許可業者による汚染土壌の適正な処理を行うことにより、こうした汚染土壌の除去や浄化処理に要する費用の発生を防止することが可能となる。

想定される代替案		
代替案	汚染土壌を処理する施設を設置しようとする場合には、都道府県知事に届出を行うこととする。	
	費用	
	遵守費用	届出制とした場合でも、上記の許可制とした場合と同程度の申請内容を確認する必要があるため、同程度の事務的負担が発生する。
	行政費用	届出制とした場合、届出内容を確認するために人件費が必要となるが、届出制となることで、手続きに関する手数料を徴収することができなく、結果的に上記と比較しより多くの行政負担が発生する。
その他の費用	なし。	

便 益	許可制とした場合、事前措置として不適格な事業者を排除することができるが、届出制とした場合は、事後の対応となり排除ができないため、汚染土壌の不適正な処理を未然に防止することができず、結果的に汚染が拡散してしまうおそれがある。
-----	---

代 替 案	費 用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
近年、残土処分場や埋立地において土壌汚染が発見され、その原因者の特定と土壌汚染の状況調査及び撤去のため相当の費用が必要となっている。本制度を新設することにより、無許可業者による不適正な処理及び不法投棄行為を防止することが可能となる。

有識者の見解その他の関連事項
中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会で議論を行い、昨年12月19日に中央環境審議会から「今後の土壌汚染対策の在り方について」(答申)を頂いたもの。

レビューを行う時期又は条件
附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成27年頃)を予定。

備 考

## 規制に係る事前評価書(要旨)

## 【 土壌汚染対策法の一部を改正する法律 】

規制の内容	汚染土壌処理業に関する許可制の新設		
担当部局	環境省水・大気環境局土壌環境課 電話番号:03-5521-8338		
評価実施時期	平成21年2月26日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 汚染土壌の処理に関して一定の能力を有する者のみが汚染土壌の処理業を行えることとし、汚染土壌の適正な処理を図る。</p> <p>【内容】 一定の汚染土壌の処理の能力を有する者が施設を設置して、汚染土壌の処理の業務を行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要なこととする。</p> <p>【必要性】 汚染土壌の不適正な処理を行う者を排除し、汚染土壌の適正な処理を図る必要がある。</p>		
	関連条項	第22条～第28条	
想定される代替案	<p>代替案 汚染土壌を処理する施設を設置しようとする場合には、都道府県知事に届出を行うこととする。</p>		
	<p>代替案 *代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成</p>		
規制の費用	費用の要素	代替案 の場合	代替案 の場合
(遵守費用)	環境省令で定める届出書(A4版1枚程度)に必要事項を記載し、これに処理施設の構造に関する書類等既存の資料の写しを添付する程度の負担が発生する。ただし、現行法においても、環境省告示において、汚染土壌処理施設を設置する場合は、必要な書類を提出し都道府県知事の認定を受けることとしているため、実質的な事務的負担は、それほど変わらないものとする。	届出制とした場合でも、上記の許可制とした場合と同程度の申請内容を確認する必要があるため、同程度の事務的負担が発生する。	

(行政費用)	上記申請書を受領した都道府県知事は、当該汚染土壌処理を行う者が法第22条第3項の許可基準に適合しているかを確認し、適合している場合には、許可を行うこととなるが、上記同様、現行法と同程度の事務的負担となる。(都道府県知事は、条例により手数料を徴収することも可能)	届出制とした場合、届出内容を確認するために人件費が必要となるが、届出制となることで、手続きに関する手数料を徴収することができなく、結果的に上記と比較しより多くの行政負担が発生する。	
(その他の社会的費用)	なし	なし	
規制の便益	<p style="text-align: center;"><b>便益の要素</b></p> <p>汚染土壌が不適正な方法により処理された場合には、当該汚染土壌の除去の他、投棄等された場所の浄化処理の費用も要することとなることから、許可業者による汚染土壌の適正な処理を行うことにより、こうした汚染土壌の除去や浄化処理に要する費用の発生を防止することが可能となる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案 の場合</b></p> <p>許可制とした場合、事前措置として不適格な事業者を排除することができるが、届出制とした場合は、事後の対応となり排除ができないため、汚染土壌の不適正な処理を未然に防止することができず、結果的に汚染が拡散してしまうおそれがある。</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案 の場合</b></p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	近年、残土処分場や埋立地において土壌汚染が発見され、その原因者の特定と土壌汚染の状況調査及び撤去のため相当の費用が必要となっている。本制度を新設することにより、無許可業者による不適正な処理及び不法投棄行為を防止することが可能となる。		
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会で議論を行い、昨年12月19日に中央環境審議会から「今後の土壌汚染対策の在り方について」(答申)を頂いたもの。		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成27年頃)を予定。		
備 考			